

北日本放送グループ コンプライアンス憲章

北日本放送グループは、公共性と社会的使命を自覚し、関係法令や社会的規範、企業倫理を守り地域社会に貢献することを目指します。

本憲章は、北日本放送と関係会社の全ての役員・従業員（以下総称して「私たち」という）が、放送活動をはじめ企業活動を行う上でその行動のよりどころとなる基本原則をまとめたものです。

私たちはこの憲章を理解し、遵守することを宣言します。

1. 法令、規範の遵守

- （１）私たちは、放送メディアとしての使命と責任を自覚し、高い倫理観を持ち、法令や社会の規範を守り、社会的良識に基づいて行動します。
- （２）私たちは、放送事業に携わるものとして、放送法の趣旨を厳粛に受け止め、放送法を遵守し、放送の健全な発展をはかります。
- （３）私たちは、社内規定を遵守し、公私の区別をわきまえ、良識に従って行動します。とくに「放送番組基準」等、番組制作や報道に関する社内規範については、その趣旨を十分理解し遵守します。

2. 人権の尊重

- （１）私たちは、個人の多様性（ダイバーシティ）を尊重し、一人ひとりの人格や個性を認め合います。人種、国籍、宗教、信条、性別、年齢、社会的身分、身体的条件、性自認、性的指向などによる不当な差別や嫌がらせを、決して行いません。また、他人がそれをするを許しません。
- （２）私たちは、個人の尊厳を傷つけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントなどの行為を一切行いません。また、他人のそのような行為も許しません。
- （３）私たちは、社会的弱者やマイノリティ、未成年の人権に配慮し、その尊重に積極的に取り組みます。

3. 視聴者・聴取者からの信頼の確保

- （１）私たちは、言論・表現の自由を守り、国民の知る権利に応えるために、事実を客観的かつ正確、公平に伝えます。また、番組を通して、新しい放送文化の創造に寄与するとともに、放送技術の革新のため、不断の努力を続けます。
- （２）私たちは、視聴者・聴取者からの意見、批判に対し、誠意をもって対応し、一層の信頼と満足を得られるよう努力します。

4. 社会への貢献

- (1) 私たちは、地域社会と積極的な交流をはかり、健全で心豊かな地域社会づくりに貢献できるよう行動します。また、芸術、文化、スポーツの振興など、地域に根ざした活動を積極的に支援します。
- (2) 私たちは、社会の一員としての立場を自覚し、地球環境をより良い状態に保つため、資源の有効活用や省エネルギーを推進します。放送活動・イベント等、様々な事業の展開や個々人の活動を通じて地球環境の保全と持続可能な社会の実現に貢献します。

5. 公正な取引の維持

- (1) 私たちは、市場において良識ある行動に努め、独占禁止法、中小受託取引適正化法（取適法）および関係諸法令を遵守し、公正、透明、自由な取引を行います。
- (2) 私たちは、取材・コンテンツ制作・放送に関係する法人や個人、広告主、広告会社、その他の取引先に対し、誠実に接するとともに、節度ある健全かつ良好な関係を保ち不公正な決定、便宜供与、取引は行いません。また、過剰な贈答・接待は行わず、受けません。
- (3) 私たちは、公務員またはこれに準ずる立場の人たちへの、不正な接待、贈答、便宜供与は行いません。
- (4) 私たちは、反社会的な団体・個人に対して常に毅然とした態度で臨み、どのような名目であっても、いかなる利益供与も行いません。

6. 誠実で公正な事業活動

- (1) 私たちは、取材源を含む守秘義務のある情報を除き、国民・社会が正当に必要としている情報を適時に適切な方法で開示し、公正で透明な事業活動を行います。
- (2) 私たちは、「個人情報の保護に関する法律」（個人情報保護法）および「北日本放送 個人情報保護方針」を遵守し、個人情報を適正に収集・管理します。不当なアクセスや漏洩を防止し、本人の同意または正当な理由なく、第三者への開示や目的外の利用をしません。
- (3) 私たちは、職務上知り得た機密情報を適正に管理し、会社の許可なく第三者に漏洩させたり、業務以外の目的で利用したりしません。これは退職後も継続します。
- (4) 私たちは、知的財産権を尊重し、会社の知的財産権を厳格に保全すると同時に、他社の知的財産権を侵害することなく、適正な手段で入手、利用します。
- (5) 私たちは、職務上知り得た未公表の情報を利用する、インサイダー取引を行いません。

(6) 私たちは、会社の職務、地位、および財産を私的利益のために利用しません。

7. 職場環境

(1) 私たちは、一人ひとりの人格、個性を尊重し、その能力が最大限発揮できるよう心理的安全性を確保し、働きがいのある職場環境づくりを目指します。

(2) 私たちは、不当な差別やハラスメントのない、健康的で安全な職場環境を維持します。また、ワークライフバランスを重視し、健全な労働環境の維持に努めます。

8. 社内報告制度

(1) 私たちは、私たちの一員が本憲章に違反するか、違反する恐れがある場合にはその旨を速やかに上司あるいはコンプライアンス委員に報告し、違反行為を黙認・隠蔽しません。

(2) 私たちは、8 (1) の報告、処理が速やかに且つ適切に行われるよう、通常の指揮命令系統から独立した通報制度を構築し、維持していきます。

(3) 私たちは、公益通報者保護法の趣旨に則り、通報者に対しては公正・丁重に対応し、違反行為を報告したこと、および調査に協力したことについての秘密を厳守します。また、通報者が違反行為に加担している場合を除き、一切の報復や不利益な取り扱いを受けることを許しません。

〔2007 年 6 月 制定〕

〔2026 年 2 月 26 日 改定〕